

事 務 連 絡

平成 18 年 12 月 25 日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」
の一部改正について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の施行により、居宅介護等の障害福祉サービスの体系が再編されたこと等に伴い、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成 2 年 7 月 27 日老福第 145 号通知）の一部改正が行われたところですが、医療費控除の対象となる在宅介護サービスにかかる改正前後の関係及び重度障害者等包括支援等にかかる医療費控除対象額の具体的な算出方法については別紙 1 及び 2 のとおりですので、貴管内市（区）町村、在宅介護サービス事業者等への周知方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係・訪問サービス係
電 話：03-5253-1111(内線 3149,3038)
F A X：03-3591-8914